

平成27年（行コ）第466号生活保護申請却下処分取消請求控訴事件について**1 概要**

平成25年3月25日、B氏は天竜区福祉事務所長に対し、生活保護法に基づく保護の申請を行ったが、天竜区福祉事務所長は、B氏の両親が原告を引き取り扶養する旨を申出たことにより、これが保護の要件に該当しないものとして、平成25年4月24日付けで当該申請を却下した。B氏は、この処分を不服として、同年5月7日付けで審査庁である静岡県知事に対し審査請求を提起したが、審査庁は、同年6月24日にこれを棄却した。さらにB氏は同年6月28日付けで、再審査庁である厚生労働大臣に対し再審査請求を提起したが、再審査庁は、当該再審査請求に対し平成26年8月21日付けでこれを棄却した。

B氏は申請却下処分を不服として申請却下処分取消を求め、平成26年10月30日、静岡地方裁判所に浜松市を被告として訴状を提出したが、平成27年11月20日、静岡地方裁判所はB氏の訴えを棄却した。B氏は、静岡地方裁判所の棄却を不服とし、平成27年12月7日、東京高等裁判所に「平成27年（行コ）第466号 生活保護申請却下処分取消請求控訴事件」として棄却の取消を求めたが、東京高等裁判所は平成28年5月12日付けで控訴を棄却した。

B氏は東京高等裁判所の棄却を不服とし、平成28年5月23日、最高裁判所に棄却の取消を求め「平成28年（行ツ）第274号及び平成28年（行ヒ）第318号」として上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は平成29年7月25日にB氏の上告を棄却し、上告審として受理しないことを決定したものである。

(1) 平成27年（行コ）第466号生活保護申請却下処分取消請求控訴事件

ア	原	告	静岡県榛原郡川根本町 B氏（生活保護申請時住所 浜松市天竜区）
イ	被	告	浜松市
ウ	控	訴	日 平成27年12月7日
エ	経	緯	平成28年3月29日 第1回口頭弁論 5月12日 東京高等裁判所が判決言渡し
オ	判	決	主文は以下のとおり。 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

(2) 平成28年（行ツ）第274号及び平成28年（行ヒ）第318号

ア	原	告	静岡県榛原郡川根本町 B氏（生活保護申請時住所 浜松市天竜区）
イ	被	告	浜松市
ウ	上	告	日 平成28年5月23日
エ	経	緯	平成29年7月25日 最高裁判所が決定

オ 決 定 主文は以下のとおり。

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

2 対応

今回の最高裁判所の決定により、本事件は終了した。

本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の第6条の2に基づき、訴訟が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告したことから、その結果についても報告した。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抜粋）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。